

# クラブをつくろう！すべての地域にクラブの設置を —クラブ未設置地域に新規にクラブを立ち上げるための手順—

## 1 現状分析

老人クラブ未設置の自治会・区を調査し把握してください。

市町村の老人クラブ担当部署に協力をお願いし、老人クラブが未設置となっている自治会・区の洗い出しをしてください。（一覧表の作成）

## 2 自治会・区へのアプローチ

- (1) 未組織地区に対し、「新設クラブ立上げのお願い」（ひな形は県老連で作成してあります：別紙1）を持って、区長・地区社協会長・民生委員・地元議員などの有力な方々に、クラブを立ち上げていただくようお願いしてください。まずは、依頼しやすい協力してもらいやすいところから進めてください。
- (2) 自治会内の趣味のサークルなどに対して、同じ趣味を持つ会員さんの横のつながりを生かし、サークルを基礎としてクラブの立ち上げの声掛けをしてください。
- (3) 市町村や地域自治協議会主催の自治会長・区長会議にて「新設クラブ立上げのお願い」を配布していただくようお願いしてください。
- (4) お願いに行くときには、老人クラブの設立のメリット（市町村からの補助金、健康長寿の秘訣、NAGANO SC カードなど）を説明できる資料を持参してください。
- (5) 市町村の各戸配布の広報紙に、老人クラブ会員募集の記事（ひな形は県老連で作成してあります）とあわせて「新設クラブ立上げのお願い」記事の掲載や加入促進パンフレットの回覧をお願いしてください。
- (6) 高齢者の集い方の変化への対応として、地域単位での集まりに限定せず、マレットゴルフや踊りの会など同じ趣味を持つ高齢者のつどいを、老人クラブのつどいの場として認めていただきたくよう行政にお願いし新規クラブの立ち上げにつなげてください。
- (7) 新規クラブ立上げの依頼に必要な資料
  - ア ○○自治会長あての新規クラブ立上げの依頼文書（ひな形：別紙1）
  - イ 老人クラブに関する組織等について（PDF：別紙2）
  - ウ 市町村老人クラブ連合会の主な行事・単位クラブの主な活動例（ひな形：別紙3）
  - エ 加入促進パンフレット（老人クラブ活動は健康長寿の秘訣です）
  - オ 補助金のしくみ

### 3 老人クラブ新設までの流れ

#### (1) 設立発起人と設立までの調整

- ア 区長・地区社協会長・民生委員・地元議員などの有力な方々に老人クラブの有益性を説明し、クラブを立ち上げに賛同していただき発起人（何人でも構わない）となっただく。
- イ 発起人はクラブの会則（案）を作成します。市町村老連にてひな形：別紙6を参考に作成を支援してください。
- ウ 発起人による設立説明会の開催準備及びクラブ設立に向けての説明会開催の案内（60歳以上の住民の方への声掛け、回覧等により）、市町村老連にてひな形：別紙4を参考に文書の作成支援をお願いします。

#### (2) クラブ設立に向けての説明会及び会員募集

- ア 説明会にてクラブ立上げの趣旨、設立後の活動内容等を説明
- イ 説明会終了後、会員募集を行う。独自に会員の入会申込書をひな形：別紙10を参考に作成したり、市町村老連や県老連で作成した会員加入促進パンフレットを活用してください。
- ウ 入会申込書とともに、「希望する活動」や「要望」などのアンケートをとると今後の活動の参考となります。

#### (3) 設立総会の開催

- ア 会員がある程度（10人以上）になったら設立総会を開催してください。会員にクラブ設立総会開催の案内文書を出してください。（ひな形：別紙5）
- イ 設立総会で、役員(案)、会則(案)、活動計画(案)及び市町村老連への加入の承認を得てください。

#### (4) 市町村老連への加入申請・市町村への補助金申請

#### (5) 事業の開始

新設単位クラブの運営や活動については、市町村老連、地区老連、既設隣接単位クラブができる限りバックアップし、会員が楽しく活動できる基盤づくりのお手伝いをお願いします。

#### (6) クラブを立ち上げるのに必要な文書・書類

- ア クラブ設立に向けての説明会開催の案内文書（ひな形：別紙4）
- イ クラブ設立総会開催の案内文書（ひな形：別紙5）
- ウ クラブの会則（ひな形：別紙6）
- エ 会計簿（県老連に注文）
- オ 役員・会員名簿（ひな形：別紙7、8）
- カ ○○市町村老人クラブ連合会加入届（ひな形：別紙9）
- キ 会員の入会申込書（ひな形：別紙10）

